

不動産相談の専門家

難しい不動産問題は
どの専門家へ
相談すればいいの？



公認不動産コンサルティングマスターが最適です。

公認不動産コンサルティングマスターになれるのは、5年以上の実務経験のある
宅地建物取引士、不動産鑑定士、一級建築士の3つの国家資格登録者のみ。
しかも宅建試験にはない、経済・金融、建築、税制など幅広い知識が問われる試験を
パスしており、資格・経験・知識を兼ねそなえた、まさに“**不動産取引のプロ**”
その中でも更に専門知識を備えた”**相続対策専門士**”の”**在籍店**”です。

弊社は長年にわたり不動産の現場で培ったノウハウを活かし、お客様がより気軽に
相談しやすい身近な不動産相談窓口です。資格・経験・知識が裏付ける最良のサー
ビスを低料金で提供いたします。一人で悩まず専門家に相談しましょう！

購入相談・不動産査定・相続（資産分割、承継・対策・節税）・賃貸管理
住宅ローン相談・借地権相談・認知症対策の家族信託相談・リフォーム

不動産相談は不動産の専門家へ

相模原不動産コンサル

検索

不動産相談Q&A

Q.マイホーム購入で心配が…

一般の方には馴染みのない不動産取引。物件情報の提供だけでなく、この物件は大丈夫？資金計画は？など色々な心配がありますよね。宅建マイスター（上級宅建士）が物件の調査からリスク予見、契約書類確認、資金計画を診断。より安心な取引のサポートを提供しております。

Q.不動産査定、どの価格が適正なの？

一括査定サイトの利用も便利ではありますが、不動産ではいつまでに成約を望まれるかにより価格査定は変わります。高い価格を提示するだけの査定には要注意！市場の動きやエリアでの物件の需給にもより変化します。お客様の要望を伺い適正な価格査定をご提案します。

Q.リースバックを検討したいが…

ご所有の不動産に住み続けたいと願う方は多くあります
そのような要望にお応えすべく、弊社ではリースバックのご提案をしております。ローン残債があっても大丈夫
適正価格で買い取りをして、お客様は毎月の賃料のみで
マイホームに住み続けることができます。

Q.住宅ローンの返済が滞納してしまった…

リストラなどで収入が減り住宅ローンが滞納の場合には
不動産任意売却で債務の整理をご提案しております。
何もしないと競売になってしまいます。任意売却をする
事で債務を整理して、人生のReスタートができます！
一人で悩まず専門家にお気軽にご相談ください。

Q.空き家、空き地をどうすれば良い？

相続したけど活用していない空き家・空き地は不動産相談
の専門家が最適な活用をアドバイス！遠方他県にある空
き家・空き地であっても全日本不動産協会の会員である
弊社なら全国に不動産業者仲間が居ますので適正な価格
査定の上、有効な活用や処分をご提案できます。

Q.競売不動産に興味があるけど…

民事執行法に基づき裁判所で処分される競売不動産。
市場価格より1割～2割は安く買う事ができますが…
手続きを理解していないと難しい…弊社では競売不動
産取扱主任者が物件選定、入札から明け渡し手続きまで
住宅ローン利用も合わせてサポートしております。

Q.最近、親の認知症が心配…

不動産オーナー様の認知症対策には家族信託をお勧めし
ております。認知症とは誰にでも起こりうる病気です。
認知症になると全ての契約行為は無効となります。
成年後見制度より融通が利き、安心できる家族に任せ
る事で家族信託なら発症後の契約や不動産売却も可能です。

Q.そろそろ終活を考えようと思うが？

誰もが望む明るい老後。でも不動産等の資産がある場合
には相続を考慮した準備が必要となります。弊社では
相続対策専門士がお客様の相続診断をして、資産分割・
納税対策から遺言書の作成までトータルでのサポートを
ご提供しております。まずはご相談ください。

Q.賃貸管理が面倒になってきた…

賃貸不動産をお持ちでご自身で管理をされている方も多い
ですね。入居者管理から募集や契約、そしてリフォーム
と仕事量は多く大変だと思います。弊社では管理システム
の活用で契約を含め入居者管理から月次・年次収支まで
オーナー様に安心いただける管理をご提供しております。

Q.借地権のトラブルを解決したい

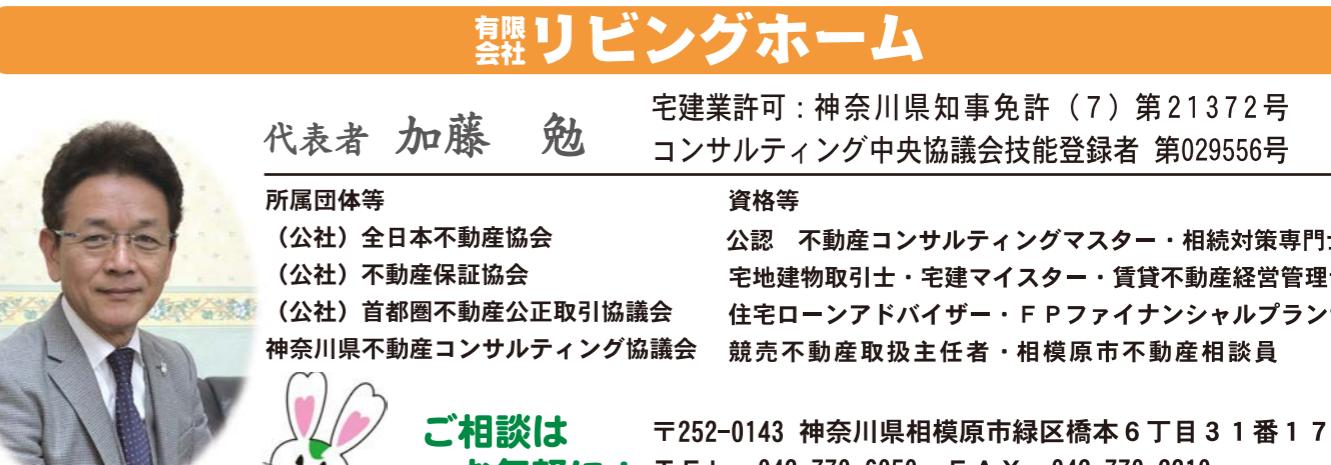
更新や建て替え承諾など借地権は地権者との交渉があり
相場や手続き方法が解らない等の相談をよく受けます。
一般には解りづらい借地権トラブルなら専門家である
不動産コンサルティングマスターが地権者との交渉から契約更新
各種の承諾手続きをサポートして解決いたします。

Q.突然の相続発生！どうすれば？

予測できない突然の相続は悲しいですが、申告期限の
10ヶ月以内に行わなくてはなりません（公認）不動産
コンサルティングマスター相続対策専門士が被相続人の
資産状況を診断の上、税理士・司法書士との連携によ
りお客様にとって最適な相続をサポートいたします。

Q.マイホームをリフォームしたいけど

弊社では賃貸管理のノウハウを生かしマイホームの内装
外装・浴室やキッチン等の水回りのリフォーム工事に
おいて各種の工事業者に直発注！リーズナブルな価格で
ご提案しております。工事の規模は問いません。ご相談
や見積はお気軽にどうぞ！価格には自信ありますよ！



有限公司 リビングホーム

代表者 加藤 勉

所属団体等

（公社）全日本不動産協会
（公社）不動産保証協会
（公社）首都圏不動産公正取引協議会
神奈川県不動産コンサルティング協議会

宅建業許可：神奈川県知事免許（7）第21372号
コンサルティング中央協議会技能登録者 第029556号

資格等

公認 不動産コンサルティングマスター・相続対策専門士
宅地建物取引士・宅建マイスター・賃貸不動産経営管理士
住宅ローンアドバイザー・FPファイナンシャルプランナー
競売不動産取扱主任者・相模原市不動産相談員



ご相談は
お気軽に！

〒252-0143 神奈川県相模原市緑区橋本6丁目31番17号

T E L 042-770-6050 F A X 042-770-2210

E-mail : info@livinghome.co.jp

●より詳しい情報をHPに掲載しています <https://www.livinghome.co.jp/>